

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

貸倒損失の計上時期

《内容》

関与先の甲社は、取引先A社に対する売掛金が100万円ありますが、A社は3年前に破産法による破産手続開始の申立てを行いました。

最近になって弁護士に問い合わせたところ、既に2年前に租税債務がないため債権は全額切捨てを決定し、債権者には個別に通知せず、官報に公告した旨の回答を受けました。

この場合、甲社は売掛金100万円の切捨ての事実を知ったのは当期ですから、当期において貸倒損失として計上することができるのでしょうか。もし、当期において貸倒損失として計上認められないとすれば、売掛金100万円は今後永久に貸倒損失として処理する機会はないということになるのでしょうか。

当期において過年度損益修正損として処理することはできないのでしょうか。

『答』

A社に対する売掛金100万円は、2年前の事業年度において貸倒損失として損金算入すべきこととなります。また、当期において過年度損益修正損として処理することはできません。

しかし、法人はその損金算入を行っていませんから、2年前の事業年度の所得金額および法人税額が過大になっていますので、この過大に納付した法人税の還付を受けるために更正の請求を行うこととなります。

(解説)

1 法人税において、法人の有する金銭債権について貸倒損失として処理できる基準は、大別して①法律上等の貸倒れがあった場合、②形式上の貸倒れがあった場合の二つがあります。

そのうち①の法律上等の貸倒れは、債務者に対する会社更生法や会社法等による法的整理にもとづき債権が切捨てられ、あるいは債権者が書面により債務免除をした場合です（法基通9-6-1）。ご質問のA社に対する売掛金100万円は、この取扱通達の適用の問題となります。

この場合には、貸倒損失の額を必ずしも損金経理する必要はなく、申告調整により損金算入をすることができます。

2 このことは、法律的に債権が消滅した場合には、その消滅した時に貸倒損失として処理すべきであるということを意味しています。すなわち、貸倒損失の計上時期は一義的に定まってしまうからです。

したがって、ご質問のA社に対する売掛金100万円は、基本的には全額切捨てが決定し官報に公告された2年前に貸倒損失として計上すべきであって、当期における計上は認められないということになります。当期において過年度損益修正損として処理したとしても、その過年度損益修正損の損金算入はできません。

法人税には、過年度における損益計算の誤りを進行年度において修正してよいといった考え方はありません。あくまでも、その損益が生じた年度に遡って、誤りを修正するというのが原則です。

したがって、A社に対する売掛金300万円は、2年前の事業年度において貸倒損失として損金算入すべきこととなります。しかし、法人はその損金算入を行っていませんから、2年前の事業年度の所得金額および法人税額が過大になっていますので、この過大に納付した法人税の還付を受けるために更正の請求を行うこととなります。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。